

会議名称	第14回 市川市個人情報保護審査会	
議題等	議題1 特定個人情報保護に関する評価書の承認について【税制課、納税・債権管理課】に係る第1回審議 議題2 特定個人情報保護に関する評価書の承認について【市民税課】に係る第1回審議 議題3 諮問第6号についての第2回審議	
開催日時	令和7年12月23日(火) 14:00 ~ 15:30	
開催場所	市川市役所第1庁舎 5階 第3委員会室	
出席者	委員	山本 博毅(会長)、鈴木 麻由美、國松 里美、遠藤 友規、釘持 麻衣
	所管課	【総務部総務課】田中課長、他4名
	説明課及び職員	【財政部税制課】片橋課長、他2名 【財政部納税・債権管理課】藤田課長、他1名 【財政部市民税課】山口課長、他2名 【情報管理部情報総務課】武田課長、他2名 【情報管理部情報システム】太田課長、他2名
傍聴	■ 可(0人)(議題1、2) / ■ 不可(議題3)	
会議概要 ※詳細別紙	特定個人情報保護に関する評価書の承認について諮問し、検討を行った。 諮問第6号(処分庁(市川市長)による一部承諾決定に対する審査請求について)に係る第2回審議を行った。	
配布資料	・説明資料	
特記事項		

別 紙(議題)

第14回 市川市個人情報保護審査会

【事務局】

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。
総務課長です。よろしくお願ひいたします。
定刻となりましたので、ただいまから開催させていただきます。

はじめに、本日使用する資料の確認をさせていただきます。

先日メールにてご案内させていただいた資料をファイルに綴っております。

初めに、議題1及び議題2（特定個人情報保護に関する評価書の承認について）の資料の一覧表、資料1から資料6が綴られております。

次に、議題3（諮問第6号についての第2回の審議について）の答申書（案）及び追加資料（公益通報者保護法の逐条解説）が綴られております。

資料の不足はございませんでしょうか。

それでは議事に移らせていただきます。本日の議題は、

「議題1（特定個人情報保護に関する評価書の承認について【税制課、納税・債権管理課】に係る検討について）」、

「議題2（特定個人情報保護に関する評価書の承認について【市民税課】に係る検討について）」、

「議題3（諮問第6号についての第2回の審議について）」の3件となっております。

本日の会議の内容のうち「議題1及び2」につきましては、市川市審議会等の会議の公開に関する指針第6条により、議事録を作成して公開したいと考えております。

なお、「議題3」につきましては市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例附則第4条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同条例附則第3条の規定による廃止前の市川市個人情報保護条例第23条の3第7項により非公開となることを申し添えます。

それでは、山本会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

【山本会長（議長）】

それでは、第14回市川市個人情報保護審査会を開催いたします。

はじめに、「議題1（特定個人情報保護に関する評価書の承認について【税制課、納税・債権管理課】に係る検討について）」、及び「議題2（特定個人情報保護に関する評価書の承認について【市民税課】に係る検討について）」を議題としたいと思います。

市川市審議会等の会議の公開に関する指針第6条に基づき、議題1及び議題2につい

で公開としてよろしいでしょうか。ご異議がある場合は、挙手をお願いします。

(委員一同異議なし)

それでは、議題1及び2について公開として、審議をはじめます。
まず、事務局より何かあればお願いいたします。

【事務局】

ご審議いただくに当たり、事務局より「特定個人情報保護に関する評価について」の制度の説明をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

【山本会長（議長）】

はい。結構です

【事務局】

総務課主幹です。

それでは、「特定個人情報保護に関する評価について」の制度のご説明をさせていただきます。

それでは、「特定個人情報保護に関する評価について」、ご説明いたします。

資料については、1ページを上下で分割し、それぞれの右下にページ数を振っております。

資料の1ページ目からご覧ください。

マイナンバー制度とは、「行政の効率化」、「国民の利便性の向上」、「公平・公正な社会の実現」という3つの目的をもって、平成28年1月より開始された制度です。

社会保障・税・災害対策及びその他の行政分野において、異なる行政機関の間で情報を連携することができます。

複数の機関に存在する個人の情報が同一であることを確認するために活用され、利用者・行政機関ともに手続きが効率的になりました。

なお、以前まではマイナンバーの利用範囲は「社会保障・税・災害対策」に限定されておりました。

しかし、令和5年6月9日の法改正により、3つの分野に限らず、利用の範囲が拡大されることとなりました。

現在国で想定しているその他の行政分野としては、国家資格等に関する事務、自動車登録に関する事務、在留資格に係る許可等に関する事務などが挙げられます。

条例で利用範囲を定めることが認められている独自利用事務についても利用範囲の拡大が認められておりますが、現時点において本市では利用範囲の拡大は実施しており

ません。

2 ページ目をご覧ください。

マイナンバー制度において、マイナンバーや個人情報の漏洩、不正利用などの懸念点があげられますが、これらの懸念を払拭するために、特定個人情報ファイルを保有しようとする又は現に保有している国や地方公共団体に対し法律で特定個人情報保護評価を義務付けています。

マイナンバーの漏洩やその他の事故などが起こるリスク、その影響を分析し、適切な措置を定め、これらの内容を評価書として取りまとめ、国の機関である個人情報保護委員会のウェブサイト上で広く公表しております。

評価は1度ではなく継続的に行っており、年に1回以上評価書を見直し、重要な変更があれば再度評価を実施し、重要な変更がなくとも、5年に1度は再評価しております。

評価が義務付けられるのは、「特定個人情報ファイル」、いわゆる、マイナンバーを含む個々人の情報をまとめたデータベースのようなものを取扱う事務が対象となり、それぞれの事務ごとで評価を行い、評価書を作成しております。

3 ページ目をご覧ください。

評価には「基礎項目評価」、「重点項目評価」、「全項目評価」があり、対象人数や取扱者数、重大事故の有無によって実施する評価が異なります。

今回ご審議いただく案件については、対象人数が30万人を超えることから、全項目評価の実施が義務付けられております。

4 ページ目をご覧ください。

評価の判別基準はこちらのしきい値判断のとおりとなります。

5 ページ目をご覧ください。

今回の全項目評価の実施に当たっての流れをご説明します。

まず、ご審議いただく案件は、重要な変更が生じたため再評価が義務付けられております。

全項目評価の実施に当たっては、個人情報保護委員会の定める指針により、市民の意見を求め、必要な見直しを行った評価書について第三者点検を受けることとされております。

市民への意見聴取としては、11月4日から12月3日までの30日間、市のウェブサイト・所管課・中央図書館・行徳図書館・大野公民館図書室・男女共同参画センター情報資料室にて評価書案を公表し、意見を募るパブリックコメントを実施いたしました。

実施した結果、ご意見をいただいたものの、評価書の記載内容に関わるものではなかったため、評価書の見直しは行っておりません。

パブリックコメントが終了いたしましたので、本日、第三者点検として、個人情報保護審査会でご審議いただき、その後、個人情報保護委員会へ提出、公表を行います。

6 ページ目をご覧ください。

次に、全項目評価書で記載される主な項目について説明いたします。

大きな項目としては、「基本情報」、「特定個人情報ファイルの概要」、「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」、「その他のリスク対策」、「開示請求先、問合せ先」、「評価実施手続」の6つでございます。

「基本情報」では、事務の内容や使用するシステム、特定個人情報ファイルを取扱う理由などについて

「特定個人情報ファイルの概要」では、記録する情報、情報の入手元、使用目的、使用方法、委託状況、保管場所などについて

「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」では、入手、使用、委託、情報の提供・移転、情報提供ネットワークシステムとの接続、保管・消去などに関するリスク対策について

「その他のリスク対策」では、自己点検や監査の体制、従事者に対する教育・啓発について

「開示請求・問合せ」では、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求や特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ先について

「評価実施手続」では、基礎項目評価の実施日や住民への意見聴取の結果、第三者点検の結果などを記載することとなっております。この項目はまだ一部未記入となっております。

7ページ、8ページにかけて、最後に、本審査会で審議いただくにあたって、審査の観点をご説明します。

適合性と妥当性という2つの視点から審査いただきたいと思います。

評価の適合性としては6つのポイントがございます。

1つ目、しきい値判断に誤りはなく適切な評価を実施しているかどうか。

2つ目、適切な実施主体が実施しているか。

3つ目、公表しない部分がある場合、その範囲は適切か。

4つ目、適切な時期に実施しているか。こちらについては原則、事務の変更前に実施することとされています。

5つ目、適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。

6つ目、事務の実態に基づき、評価書様式で求められるすべての項目について検討し、記載しているか。

8ページ目をご覧ください。

評価の妥当性については7つのポイントがございます。

1つ目、担当部署は、対象となる事務を担当し、リスクを軽減するための措置の実施に責任を負うことができるか。

2つ目、事務の内容の記載は具体的か。

3つ目、事務における特定個人情報の流れを記載しているか。

4つ目、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて、漏えいその他のリスクを、事務の実態に基づき特定しているか。

5つ目、特定したリスクを軽減させるための措置についての記載は具体的か。

6つ目、リスクを軽減させるための措置は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。特定個人情報評価の目的は本資料2ページ目に記載がございますのでご確認ください。

7つ目、お手元の評価書の表紙に記載されております「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

こちらは市川市全体で統一した宣言を行っており、市川市のすべての評価書で共通したものとなります。

以上の観点に基づき、この後説明がございます評価書についてご審議いただきたく存じます。説明について、以上となります。

【山本会長（議長）】

ただいまのご説明に対し、ご質問ご意見等があれば、挙手をお願いいたします。

（委員一同異議なし）

特に無いようですので、審議に入りたいと思います。

事務局から何かあればお願いいたします。

【事務局】

はい、本日の審議に傍聴人はいませんでした。

また、議題1及び議題2をご審議いただく前に、所管課から諮問案件のご説明をさせていただきますので、所管課の入室を認めていただけますでしょうか。

【山本会長（議長）】

はい、所管課の入室を認めます。

（税制課、納税・債権管理課、市民税課、情報総務課及び情報システム課 入室）

それでは、議題1について、諮問実施機関から説明をお願いします。

【諮問実施機関（税制課）】

税制課長です。

それでは、「特定個人情報保護評価の再実施について」ご説明をさせていただきます。

初めに諮問の趣旨からご説明いたします。

納税・債権管理課及び税制課では、地方税法に基づきまして、市税等の収納及び滞納整理事務を実施しており、事務を行うに当たりまして、特定個人情報を取り扱うことから、特定個人情報保護評価を行い、評価書を公表しております。

今回、直近の公表から一定期間である5年が経過したこと及び当該事務に係るシステムの変更による評価の再実施を行いました。

評価の実施に当たりましては、変更を反映した全項目評価書の案を作成し、これについて、住民の皆様へのパブリックコメントを完了したため、この度、第三者による点検といたしまして、評価書の妥当性、適合性につきまして、本審査会に諮問させていただくものでございます。

諮問の趣旨のご説明は以上でございます。

次に、お手元の資料、審査観点等一覧についてポイントを絞ってご説明いたします。お手元の審査観点等一覧をご覧ください。

適合性のうち、しきい値判断につきましては、本評価書の事務におきまして、取り扱う特定個人情報ファイルの対象人数が30万人以上のため、全項目評価としております。

1つ飛ばしまして適合性の3、公表しない部分の範囲につきましては、本評価書の内容はすべて公表することとしております。

適合性の4、適切な時期に実施しているかにつきましては、特定個人情報保護評価に関する規則第15条及び特定個人情報保護評価指針で定められております。

直近の公表から一定期間である5年が経過する時期であること。

また、標準化準拠システムに係る特定個人情報ファイルにつきましては、ガバメントクラウドへのデータ移行の開始時期を令和8年8月に予定しており、

移行の前に特定個人情報保護評価の再実施を行っていることから、実施の時期は適正であると考えております。

妥当性の4番目、特定したリスクを軽減させるための措置につきましては、評価書内に各システムにおけるリスク軽減措置を記載しております。

審査観点等一覧の説明は以上でございます。

続きまして評価書の内容についてご説明いたします。本評価書の要点をまとめました資料、地方税の収納及び滞納整理事務全項目評価書 概要説明資料をご用意いたしましたので、この資料をもとにご説明させていただきたいと思っております。

ではこちらの資料の左上、1番、評価実施の経緯をご覧ください。

評価の実施を行う理由といたしましては、主に2点ございます。先ほど審査観点等一覧でもご説明いたしましたが、1点目は、直近の公表から一定期間である5年が経

過したことにより、再実施を行う必要があること。

もう1点は、標準準拠システムへの移行に伴うもので、スケジュール表をご覧ください。

市川市では現行システムの青い部分は、令和9年度の秋までで終了いたしまして、標準準拠システムへの移行を予定しております。

これに向けまして、現在のシステムからデータの移行を来年、令和8年8月に予定しております。

このデータ移行を行う前に評価を実施する必要があります。

続きまして2番目、対象事務の概要をご覧ください。

本評価書に係る業務では、地方税等について、地方税法を初め、関連する法律及び条例に基づきまして、適正な収納及び滞納整理事務を行っております。

次に3番目、一定期間経過による再実施をご覧ください。

一定期間経過にかかる主な変更といたしましては、対象科目の記載の追加及び事務所管課の記載変更を行いました。

こちらにつきましては、令和7年度に市川市の組織変更を行ったことに伴うものでございます。

次に資料右上、4番、標準準拠システム移行にかかる実施をご覧ください。

はじめに、システム標準化についてご説明いたします。

従来は自治体ごとにそれぞれの業務システムを開発して所有しておりましたが、今回の標準化によりまして、今後は国が策定した標準仕様に基づき、ガバメントクラウド上に各事業者が提供するシステムを利用することで、住民サービスの平準化及びコストの軽減を図るものでございます。

資料の○本評価書における主な追記内容の方をご覧ください。

1つ目の点の方で、特定個人情報ファイルの保管消去につきましては、ガバメントクラウド上に設置されたサーバーにおける措置を追記しております。

保管につきましては、ISMAPという政府が求めるセキュリティ要件を満たすクラウドサービスを評価・登録する制度がございまして、このリストに登録されており、かつ、国際規格の認証を受けているクラウド事業者が提供するガバメントクラウドで行うものであることから、セキュリティ管理策が適切に実施されているものでございます。

また、データの消去方法につきましては、国及びクラウド事業者から市の業務データを消去できないよう、アクセスの制御はされておまして、市からの操作によって実施されるものであります。

またクラウド事業者の方で記録装置などを交換する場合には、こちらからデータの復元がなされないように、国際規格に従いまして、確実にデータを消去することを追記しております。

2つ目ガバメントクラウドにおける物理的・技術的対策についても追記しております。

まず物理的対策としましては、システムのサーバー等はクラウド事業者の保有管理する環境に構築し、適切な入退室管理を行うことについて追記しております。

また、技術的対策としましては、国及びクラウド事業者が市の業務データにアクセスしない契約となっていること、セキュリティ対策を24時間365日講じることなどを追記しております。

最後のなか点ですが、その他のリスク対策につきましては、クラウド事業者の方は定期的に ISMAP のリストに登録された監査機関による監査を行うこととしていることを追記しております。

納税・債権管理課及び税制課からの説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【山本会長（議長）】

ありがとうございます。

それでは、ただ今のご説明に対してご質問、ご意見等がありましたら、挙手をお願いします。

【釧持委員】

パブリックコメントを実施して、特に評価書の内容に関わるものではなかったということですが、以前の審査で、どういった意見があったか見せていただいたことがあります。

今回どういった意見があったか、分かる範囲で教えていただいてもよろしいでしょうか。

【諮問実施機関（税制課）】

はい、税制課長です。1件ご意見をいただいております。

以前、市税の収納業務に関わったことがある方からのご意見ということで、低所得の方からも、きちんと滞納整理を行って、税金を取るべきだという意見が記載されておりました。以上でございます。

【釧持委員】

分かりました。それであれば、特にこれ以上の意見はありません。

【國松委員】

概要説明の最後で、本評価書における主な追記内容としてご説明いただいたところ

に関して質問です。

システムに関する質問になってしまうのですが、標準化前は各自治体で全く個別にデータを管理していたけれど、今回の標準化で、国が元々クラウドを準備して、そこに各自治体がシステムをまた構築していくということで大きな変更だなというふうに思いました。

資料の 71、78 ページにも書いてある通り、国とかクラウド事業者はアクセスできないというふうになっていますが、これはガバメントクラウド自体は国が管理をしているけれども、アクセスや削除に関しては、国は一切タッチできないというような仕組みになっているとの理解でよろしいでしょうか。

【諮問実施機関（情報総務課）】

はい。情報総務課長です。

國松委員のおっしゃっている通り、ガバメントクラウドにつきましては、今回対象としてるのは、AWS（Amazon Web サービス）というところのガバメントクラウドになりますけれども、その商用部分も含めまして、大きな箱の中に各自治体或いは国の部屋があるというふうに想像していただいて、市川市部分については、国であったり、AWS というクラウド事業者は中に入れないことになっております。

市川市とも、閉域のネットワークというインターネットとは別の専用の回線でガバメントクラウドとつなぎますので、セキュリティも守られるものというふうに考えております。以上でございます。

【國松委員】

分かりました。ありがとうございました。

【鈴木委員】

審査観点等一覧の妥当性の 1 番に「担当部署は、対象となる事務を担当し、リスクを軽減するための措置の実施に責任を負うことができるか。」に対して、本件評価書の状況として「評価書Ⅲにより記載し、措置の実施について責任を負うことができる。」と書いてあるが、この評価書Ⅲとは、どちらを確認すれば良いのか質問です。

45 から 79 頁すべてを指してるとしたら、そこを、どういうところに注目して、どういう措置を講じているのか説明してもらいたいと思います。

【諮問実施機関（納税・債権管理課）】

はい。納税・債権管理課長です。

個人情報取り扱いですけれども、国のサーバー、当課では CS といいます。そこから滞納したかたのデータだけを確認します。

住所等を確認しましたら、印刷はするのですが、印刷する場合、マイナンバーは印字せず、名前と住所と生年月日の3つが印字されるようになっております。

その用紙を滞納の整理のために使用し、使用の際には最終的に決裁を取ります。決裁で内容確認後はシュレッダーで処分します。

個人情報、マイナンバーを抽出するということが殆どないような状況になっております。説明は以上です。

【鈴木委員】

ありがとうございます。ただ、この答申書（案）にも同じような文言が出てきていて、担当部署が責任を負うことができる。というふうになって、どういう責任を負えるのか、何を想定して、どういう責任をとれるのか、というような意味からの質問だったんですけど、そこをお願いできますでしょうか。

【事務局】

簡潔に言いますと、その事務を所掌している部署、つまり特定個人情報を扱うのであれば、特定個人情報の取り扱い条例等で、この事務は何々課が取り扱っておりますというふうに決まってるところなので、何かあった際は、自分たちのシステムでやっているの、自分たちが確かに責任を負います、責任元ですという課が、そのシステムに係る措置を講じるので、評価をお願いしますといった意味です。

【鈴木委員】

今の説明で大体分かりました、ありがとうございました。

【山本会長（議長）】

他に何かございますでしょうか。

無いようですので、次に議題2に進めさせていただきますよろしいでしょうか。

（委員一同異議なし）

では、続いて議題2について諮問実施機関から説明をお願いいたします。

【諮問実施機関（市民税課）】

市民税課長です。よろしくお願ひいたします。

それでは、引き続き、特定個人情報保護評価の再実施についてご説明をさせていただきます。

初めに諮問の趣旨からご説明いたします。当課では、地方税法に基づき、確定申告

書や給与支払報告書などの課税資料の取得収集を行い、個人住民税額の算定賦課決定並びに通知を実施しておりますが、事務を行うにあたり、特定個人情報を取り扱うことから、特定個人情報保護評価を行い、評価書を公表しております。

今回この内容に重要な変更が生じるため、具体的には2つの重要な変更があり、1つ目は個人住民税申告の電子化が開始されること、2つ目は税務システムの標準化システムへの移行が開始されること、この2つが開始されるため、評価の再実施を行うものです。

評価の再実施に当たりましては、重要な変更を反映した全項目評価書の案を作成した上で、市民の皆様へのパブリックコメントの実施を完了したため、この度、第三者による点検として評価書の妥当性適合性につきまして、本審査会に諮問させていただくものです。

諮問の趣旨の説明は以上となります。

次に、審査観点等一覧につきまして、ポイントを絞ってご説明いたします。

お手元の資料3-5、審査観点等一覧をご覧ください。

初めに、上段の適合性になりますが、適合性の1、しきい値判断につきましては、本評価書の事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象人数が30万人以上のため、全項目評価としております。

適合性の3、公表しない部分の範囲につきましては、本評価書の内容はすべて公表することとしております。

適合性の4、適切な時期に実施しているかにつきましては、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加える前に、特定個人情報保護評価の再実施を行っていることから、具体的には、個人住民税申告の電子化は令和8年1月5日から開始を予定し、もう1つ、税務システムの標準化システム移行の開始は令和8年8月ごろからを予定しておりますので、実施時期は適正であると考えております。

次に下段の妥当性になりますが、妥当性の4、特定したリスクを軽減させるための組織につきましては、評価書内に各システムにおけるリスクの軽減措置を記載しております。

審査観点等一覧の説明は以上となります。

次に、評価書の内容についてご説明いたしますので、お手数ですが、資料3-4、をご覧ください。

3-4、個人住民税市県民税及び森林環境税に関する事務全項目評価書概要説明資料になります。

この資料は本評価書の要点をまとめておりますので、この資料を基にご説明させていただきます。

資料左上の1、特定個人情報保護評価再実施の理由をご覧ください。

今回、特定個人情報保護評価を再実施する理由につきましては、先ほどご説明した

通り、個人住民税申告の電子化及び税務システムの標準化システムへの移行により、重要な変更が生じるため行うものです。

次に、それぞれの変更内容を具体的に説明いたします。

1-1の個人住民税申告の電子化イメージをご覧ください。

こちらは市民の方が、Web上で住民税の申告をした場合の、市区町村までのデータの流れを示した図となっております。順を追って説明いたします。

まず市民の方は、マイナンバーカードを利用してeLTAXのホームページや市のホームページ、またマイナポータルから個人住民税申告ポータルにアクセスし、申告手続きを開始します。

電子署名が付された申告データは、個人住民税申告ポータルシステムからeLTAX回線を介して、マイナポータル申請管理へ送られます。

このマイナポータル申請管理というのは、インターネット経由で申請されたデータを各自治体がダウンロードするためのシステムとなっております。

次に図の右上側のルートの通り、職員はLGWAN接続端末でマイナポータル申請管理から住民税申告データをダウンロードします。

下ルートのように、自治体によっては自動的に基幹税務システムまで連携する仕組みを持ちますが、本市は使用しません。

最後に基幹系システムサーバーへ、課税情報の入力やイメージデータの移行を行い、完了となります。

ここまでの説明の通り、特定個人情報新たなルートで届くこととなりますので、リスク対策を追加する必要があり、評価書の変更を行っています。

個人住民税申告の電子化の説明は以上となります。

次に1-2、税務システム標準化イメージをご覧ください。

現行では左の図の通り、自治体ごとのカスタマイズでシステムを使用しておりますが、標準化システムの移行後は、一番右の図のように国が策定した標準仕様に基づき、ガバメントクラウド上に各事業者が提供するシステムを利用することで、住民サービスの平準化やコストの軽減を図ることができるようになります。

先ほど申しあげました通り、令和8年8月ごろからデータ移行を開始する予定がありますので、中央の図に示す通り、新たに特定個人情報ファイルをガバメントクラウドへ移行を行うことから、重要な変更となっております。

次に、特定個人情報保護評価の変更点についてご説明いたしますので、資料右側のページにある、特定個人情報保護評価書の主な変更点についてご覧ください。

まず、個人住民税申告の電子化による変更につきましては、表に示した通り、各特定個人情報保護ファイルのリスク対策につきまして、住民税申告ポータルにおける措置と、マイナポータル申請管理における措置を追加した形となっております。

入手につきましては、マイナンバーカードを持つ電子証明書により、本人の情報は

本人のみから送信されることが担保され、LGWAN回線を用いた暗号化通信により、外部からの盗聴や漏えいが防止されることを追記しております。

使用につきましては、情報部門が管理者となり、必要最低限のユーザーIDの割り当て、定期的な発効・失効アクセスログの記録により権限のないものが不正に使用するリスクを防止し、またアクセスできる端末、外部記録媒体の制限により、事務外の使用や不正な複製を防止することを追記しております。

保管につきましては、業務時間内のセキュリティワイヤーによる固定、施錠できるキャビネットへの保管等による物理的対策と、ウイルスチェック定義ファイルの定期的な更新やウイルスチェック等の技術的対策を追記しております。

消去につきましては、申請データの履歴管理と業務終了後の端末ローカル環境からの消去の徹底を行い、漏えいや滅失のリスクの防止をすることを追記しております。

次に、税務システム標準化による変更についてご説明いたします。

ガバメントクラウドに移行する特定個人情報ファイルとして、(6) データ移行用ファイルを新たに追加しております。

個人住民税賦課ファイルを基に作られるため、入手や使用は他と同様の記載とし、保管消去について、ガバメントクラウドにおける措置を追記しております。

まず保管につきましては、ガバメントクラウドは政府が求めるセキュリティ要件を満たすクラウドサービスである ISMAP のリストに登録されたクラウドサービス事業者が提供するものであり、セキュリティ管理策が適切に実施されているものです。

また、ガバメントクラウドでの消去方法は、市からの操作によって実施されるものであり、国及びクラウド事業者から市の業務データを消去できないようアクセスが制限されております。

特定個人情報の消去方法につきましては、クラウド事業者が HDD（ハードディスクドライブ）などの記録媒体、記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際には、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、確実にデータ消去をすることを追記しております。

次に、特定個人情報ファイルの取り扱いにおけるリスク対策のうち、物理対策として、システムサーバー等はクラウド事業者の保有管理する環境に構築し、適切な入室管理を行うとともに、事前に許可されていない装置等を外部に持ち出しできないことを追記しております。

また、技術的対策としましては、国及びクラウド事業者が市の業務データにアクセスしない契約となっていること、セキュリティ対策を 24 時間 365 日講じることなどを追記しております。

最後にその他のリスク対策につきましては、クラウド事業者は定期的に ISMAP 監査記録機関リストに登録された監査機関による監査を行うことを追記しております。

また障害発生時におきましては、ガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国

がクラウド事業者と契約する立場であることから、その契約を履行させることで対応し、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、市川市に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業所等が対応するものとしております。市民税課からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【山本会長（議長）】

ありがとうございます。

ただいまのご説明に対し、ご質問ご意見等があれば挙手をお願いいたします。

なかなか大量な全項目評価書でめくるだけでも大変なものが、直前にきているものですから、なかなか目が通しきれないかと思いますが。

では、ご質問ご意見等を特になければ質疑を終えたいと思いますがよろしいでしょうか。ご意見がある場合は挙手をお願いいたします。

（委員一同異議なし）

特に挙手もないようですので、質疑を終えたいと思います。

それでは本日の審議内容を踏まえた事務局作成の答申書案について、皆様にメールで確認をいただく形で確認するような形にすることでよろしいでしょうか。

ご異議がある場合は挙手をお願いいたします。

（委員一同異議なし）

はい。ではその後、皆様の同意を得られれば答申書として確定して、実施機関へ答申したいと思います。

所管課の皆様ありがとうございました。

ご退室いただいて結構です。

（税制課、納税・債権管理課、市民税課、情報総務課及び情報システム課 退室）

（「議題3」の審議）

【山本会長（議長）】

以上をもちまして、第14回市川市個人情報保護審査会を終了いたします。

お疲れ様でした。